浦安市防犯カメラ整備の考え方

令和2年2月

1. 基本的事項

1-1 策定の背景

昭和56(1981)年4月に市制を施行し「浦安市」が誕生して以降、急激な成長に比例するように市内における刑法犯認知件数も増加傾向をたどり、平成13年(2001年)には5,643件にまで上った。

このような中、市では平成 17 年 10 月に「安全で安心なまちづくりを推進するための条例」を施行し、地域住民の身近な場で発生する犯罪の未然防止と、市民一人ひとりの防犯意識や地域防犯力を向上させるとともに、市民、事業者、行政がそれぞれの適切な役割のもと、相互の連携の強化を図るなど、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進してきた。

防犯施策の取り組みの一つとして、防犯カメラの整備がある。防犯カメラは、犯罪発生の抑止効果が期待できること、また、事件や事故の早期解決に繋がるなど、犯罪捜査等に大きな効果を発揮することなどから、街頭犯罪が発生しやすい駅周辺や犯罪者の逃走経路となる幹線道路などを中心に、平成17年度より順次整備を進めてきており、現在では、防犯カメラ41台に加え、警察への通報装置を装備したスーパー防犯灯12台の合計53台を整備し運用している。

このような取り組みのもと、近年、本市の刑法犯認知件数は一貫して減り続け、令和元年(2019年)では1,299件と、過去に最も多かった平成13年(2001年)の5,643件に比べて、約23%にまで減少している。

刑法犯認知件数が減少した要因としては、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、地域住民が主体となった防犯活動に加え、市がこれまで行ってきた啓発活動や市内パトロール等の各種施策が大きな要因であるが、防犯カメラの整備もその要因の一つであると考えられる。

市内における犯罪の多くは、市民生活に身近なところで発生する犯罪である。それら犯罪を抑止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、防犯カメラの効果的な整備が求められている。

1-2 策定の目的

防犯カメラの整備により、犯罪発生の抑止効果、また被疑者検挙につながる情報・証拠としての効果、さらには市民への安心感を与える効果が期待できることから、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現のため、市内の防犯カメラや公共施設に設置された「<u>監視カメラ</u>」の現状を整理するとともに、今後の効率的・効果的、かつ計画的な防犯カメラの整備に向け、その考え方を定めるものである。

1-3 目標年次

この「浦安市防犯カメラ整備の考え方」(以下、「考え方」という。)では、令和2年度から令和4年度までの3か年の防犯カメラの整備について定めるものとする。なお、犯罪情勢等の変化に対応するため、適宜見直しを行うものとする。

2. 防犯カメラ整備の考え方

2-1 現状と課題

本市においては、現在、<u>公道防犯カメラ</u>と<u>公共施設防犯カメラ</u>を合わせると、141 台の 防犯カメラが整備されている状況である。

しかしながら、これらの整備状況を整理すると、浦安駅周辺や新浦安駅周辺、また、公共施設等のある場所など、設置箇所に偏りが見られ、市内全体では、公道防犯カメラ及び公共施設防犯カメラが一定の範囲内に存在しない、いわゆる「空白地域」が存在しており、これら空白地帯への防犯カメラの整備が必要となっている。

また、公園や緑道等については、建物を有する公共施設とは異なり、24 時間開放され、 誰もが自由に出入りできることから、監視の目が行き届きづらい公共空間である。

現在、公園や緑道等については、防犯カメラが未整備となっており、犯罪抑止に向けた 防犯カメラの整備が喫緊の課題となっている。

2-2 防犯カメラ整備の基本的考え方

公道防犯カメラ及び公園や緑道等に設置する防犯カメラ(以下「公園防犯カメラ」という。)については、今後、以下の考え方に基づき、より効率的・効果的かつ計画的に整備を 進めることとする。

なお、千葉県では、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、公道その他の不特定多数の 人が往来する公共の場所に市町村が設置する防犯カメラについては、補助金(千葉県市町 村防犯カメラ等設置事業補助金)を交付しており、設置にあたっては、この補助金を活用 しながら整備を進めるものとする。

(1) 公道防犯カメラ

現在の設置箇所及び撮影範囲等を踏まえ、防犯カメラが一定の範囲内に存在しない空白地域をなくし、市全体を網羅出来るよう、概ね半径 250m以内に防犯カメラが未整備の地区である 28 地区を「重点整備地区」とし、基本的に地区内に1台ずつ防犯カメラの整備を進める。

なお、居住世帯が極端に少ない以下の地区については、公道防犯カメラの重点整備地区からは除き、公園防犯カメラや公共施設防犯カメラ、事業者等協力カメラなどの手法により防犯カメラの整備を進めるものとする。

●公道防犯カメラの重点整備地区から除く地区

- ① 舞浜1番地 (東京ディズニーリゾート周辺)
- ② 日の出・明海・高洲地区の海岸線付近
- ③ 鉄鋼通り・港・千鳥地区

(2) 公園防犯カメラ

市内には約150 ㎡から約130,000 ㎡まで多様な規模や形状の公園が126箇所存在しているが、これら全ての公園に防犯カメラを設置することは困難である。

このようなことから、より効率的・効果的な整備を目指し、利用者の多い 1,000 ㎡以上の公園及びトイレを有した公園の 28 箇所に防犯カメラの整備を進める。

2-3 防犯カメラの設置目標

(1)設置目標

○公道防犯カメラ

令和2年度から令和4年度までに、重点整備地区28地区に、年間で上限10台(3か年で上限30台)を整備する。

なお、令和4年度をもって公道防犯カメラの整備は全て完了するものとする。

○公園防犯カメラ

令和2年度に28箇所44台を整備する。設置台数については、街区公園(15箇所15台)、近隣公園(10箇所20台)、地区公園(2箇所5台)、総合公園(1箇所4台)とする。

なお、主要な緑道や上記以外の公園については、令和4年度までに、その必要性も含め設置箇所を検討するものとする。

(2) 年次ごとの目標設置台数

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公道防犯カメラ設置台数	53 台	63 台	73 台	83 台
新規設置台数	—	10 台	10 台	10 台
公園防犯カメラ設置台数	<u> </u>	44 台	44 台	44 台
新規設置台数	—	44 台	—	_
公共施設防犯カメラ設置台数	88 台	88 台以上	88 台以上	88 台以上
新規設置台数	<u> </u>	7	1	7
防犯カメラ設置台数合計	141 台	195 台以上	205 台以上	215 台以上

注)設置台数は上限を示したものである。公道防犯カメラについては、公園防犯カメラや公共施設防犯カメ ラとの地域の重複を避けることとし、重複した場合等は、当該カメラの設置は行わないものとする。

(3) 防犯カメラの設置予定地区 (箇所)

目標年次内において、公道防犯カメラ及び公園防犯カメラの整備予定地区(箇所)については以下のとおりとする。



街区公園	15箇所	15台	近隣公園 1	0箇所	20台
①当代島児童公園		1台	③浦安公園		2台
②富士見チビッコ広場		1台	④海楽公園		2台
⑤東野北街区公園		1台	⑥美浜公園		2台
⑦富岡第一街区公園		1台	⑨日の出おひさま公園		2台
⑧今川トリム公園		1台	⑮弁天ふれあいの森公園		2台
⑫ 8 区地下鉄下児童遊園		1台	16舞浜公園		2台
⑬北栄児童公園		1台	⑰目の出北公園		2台
④若潮公園		1台	18明海の丘公園		2台
201区児童公園		1台	26中央公園		2台
②新仲宿第3児童公園		1台	図高洲太陽の丘公園		2台
②南部記念公園		1台	地区公園	2箇所	5台
23富士見第1街区公園		1台	⑩高洲中央公園		3台
29海楽西児童公園		1台	⑲高洲海浜公園		2台
⑤海楽南児童公園		1台	総合公園	1箇所	4台
②美浜運動公園		1台	⑪総合公園		4台

:公道防犯カメラ重点整備地区

:公園防犯カメラ設置予定箇所

:公道防犯カメラ(ネットワーク型)設置箇所

:公道防犯カメラ(スタンドアロン型)設置箇所

▲ :公道防犯カメラ (スーパー防犯灯) 設置箇所

★:公共施設防犯カメラ設置箇所

注)重点整備地区は概ねの地域を示したものであり、具体的な設置区域や設置箇所を 示すものではない。

注)公道防犯カメラについては、公園防犯カメラや公共施設防犯カメラとの地域の重複を避けることとし、重複した場合等は、当該カメラの設置は行わないものとする。

2-4 防犯カメラの設置箇所の選定

公道防犯カメラの設置箇所の選定については、重点整備地区内において、以下の基準を総合的に勘案し、毎年設置箇所を選定するものとする。なお、選定にあたっては、浦安警察署と協議を行うとともに、<u>安全で安心なまちづくり推進協議会</u>の意見を踏まえながら決定するものとする。

●公道防犯カメラの設置筒所選定基準

- ① 犯罪発生状況及び不審者情報の多い箇所
- ② 通学路
- ③ 夜間、人車の往来の少ない幹線道路
- ④ 犯人の逃走経路となり得る幹線道路や主要交差点
- ⑤ コンビニエンスストアなど周辺店舗等の防犯カメラの設置状況
- ⑥ 周辺の公園防犯カメラや公共施設防犯カメラの設置状況
- (7) 自治会やPTAなど市民からの設置要望の多い箇所
- ⑧ 全国で発生する犯罪発生状況

なお、公園防犯カメラについては、利用者が通過する出入口やトイレを監視できる場所 で、かつ、できる限り周辺道路も映り込むような箇所を選定する。

3. その他の取り組み

3-1 公共施設防犯カメラの充実

公共施設等に設置する「監視カメラ」については、施設内の適切な管理を目的として設置しており、これまで、公道等の公共空間を撮影することに主眼を置いて設置してきていない状況である。

しかしながら、これら「監視カメラ」のうち、撮影された画像から付近を通行する歩行者や車両等が認識でき、公道等の公共空間に設置する「防犯カメラ」と同様の効果が期待できるカメラについては、当「考え方」において「公共施設防犯カメラ」として位置付けており、今後も、監視カメラの設置・更新にあたっては、公共施設防犯カメラとして機能するよう、全庁的に設置を推進していくものとする。

3-2 事業者等が設置する防犯カメラの協力促進

当「考え方」に示したとおり、今後は計画的に防犯カメラを整備していくこととなるが、 このような市の取り組みだけでは、市内の全ての地域(地点)をカバーすることは困難で ある。

近年、コンビニエンスストアなどの店舗等、また、団地や大型集合住宅においては、その入口付近に防犯カメラが設置されていることが一般的となっているが、今後は、市に登録している「防犯かけこみ 110 番の店」等や、マンション管理組合等の協力を得ながら、

これら防犯カメラを、市が設置する防犯カメラを補完する、「事業者等協力防犯カメラ」と して位置づけ、その促進を図るものとする。

3-3 公用車へのドライブレコーダーの設置

市では、平成30年度より公用車にドライブレコーダーの設置を進めてきており、令和元年度末までに、全ての公用車(消防用自動車を除く)に設置が完了する予定である。

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上や交通事故発生時における事故責任の明確化を図るほか、市内をくまなく走行している公用車にドライブレコーダーを設置することで、「動く防犯カメラ」としての効果が期待できることから、引き続き、適正な運用を図るものとする。

なお、ドライブレコーダーで撮影した画像については、犯罪捜査に協力するため、平成 30年12月に浦安警察署と画像提供に関する協定を締結している。

●公用車へのドライブレコーダー設置台数

	平成 30 年度	令和元年度				
設置台数	75 台	58 台				
合計	75 台	133 台				

3-4 地域防犯活動団体への支援について

近年、自治会等の地域防犯活動団体から、自らが設置する防犯カメラに対し補助金交付 等の支援を求める声が寄せられている。

防犯カメラは、犯罪発生の抑止効果を高めるとともに、画像提供により犯罪捜査に役立つなどのメリットがある一方、不特定多数を撮影することから、個人情報やプライバシー保護への配慮、また、記録した画像データの適正な管理等を行う必要がある。

地域防犯活動団体が独自で防犯カメラを設置する場合、プライバシー保護や画像データの管理方法等の運用に関して、厳格なルールを地域防犯活動団体自らが定めなければならず、また、設置にあたっては、地域内での合意や設置箇所の周辺住民に理解を得るなど、地域防犯活動団体にとって様々な負担が生じることとなる。

このようなことから、地域防犯活動団体に係る負担を極力軽減するため、防犯カメラの設置については、まずは、市の責務として計画的に整備を進めることとし、これに加え、公共施設防犯カメラの充実、さらには、事業者等協力防犯カメラの促進を図ることで、安全で安心なまちづくりを推進するものとする。

そして、当「考え方」の策定期間である令和4年度終了時点において、市内の防犯カメラ等の整備状況を整理し、地域防犯活動団体への支援については、その必要性も含め、改めて検討するものとする。

3-5 スーパー防犯灯の更新について

スーパー防犯灯は、非常時に浦安警察署と直接通話出来る緊急通報装置や犯罪の状況を録画する防犯カメラ、そのほか周囲に異常を知らせる非常用赤色灯を備えた多機能の防犯カメラで、平成17年に4基を設置し、その後、平成18年に4基、平成19年に4基と、これまで12基を整備し運用を図ってきた。

このような中、設置から 10 年以上が経過し、近年、経年劣化により故障が多く発生しており、更新を検討する時期にきている。

スーパー防犯灯は、スタンドアロン型防犯カメラと比較し、設置や維持管理に係る経費が高価であること、また、緊急通報装置の利用頻度も低く、誤報やいたずらなどが発生している状況もあることから、今後、費用対効果や緊急通報装置の必要性等を勘案しながら、より安価なスタンドアロン型防犯カメラへの切り替えも視野に入れ、順次更新を行うものとする。

4.終わりに

犯罪抑止のためには、「自分の安全は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域の防犯活動や見守り活動などの自主防犯活動が重要であり、防犯カメラは、あくまで、これらの活動を補完するためのものである。

市では、自治会やPTAをはじめとする地域防犯活動団体が行う自主防犯活動の支援を行うとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に向けた各種啓発活動や防犯・犯罪関連情報の迅速な提供、さらには、市内巡回パトロールの実施など、各種防犯施策について、引き続き取り組んでいくものとする。

そして、これらの取り組みを継続的に行いながら、犯罪のない安全で安心なまちづくり を推進していくものとする。

用語解説

〇監視カメラ

主に公共施設等の管理を目的として、施設敷地内(屋内又は屋外)に設置するカメラであって、映像の記録の機能を有するものをいう。

〇公道防犯カメラ

犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために常設するカメラであって、映像の記録の機能を有するものをいう。現在、市が設置する公道防犯カメラとしては、ネットワークシステムを使用しサーバーに 画像データを集約する「ネットワーク型」、独立型で電源を供給するだけで録画が可能な「スタンドアロン型」、 警察への緊急通報装置を備えた街頭緊急通報装置 (スーパー防犯灯) の3機種がある。

〇公共施設防犯カメラ

「監視カメラ」のうち、撮影された画像から、付近を通行する歩行者や車両等が認識できるカメラであって、映像の記録の機能を有するものをいう。

〇安全で安心なまちづくり推進協議会

浦安市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例に基づき設置する市の附属機関で、市長の諮問に応じ、 安全で安心なまちづくりの基本的施策に関することや安全で安心なまちづくりの推進状況に関すること等を 調査審議する機関

〇防犯かけこみ 110 番の店

犯罪に遭ったり、遭いそうな時に、すぐに避難できる場所として市内に店舗を構える事業者に「防犯かけ こみ 110 番の店」として登録する制度